

行政機構審議会民間協働専門部会 委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 等	備 考
石 田 直 裕	(財)地域活性化センター理事長 元総務省行政管理局長	
表 秀 孝	長野大学名誉教授	
勝 山 修 一	ルビコン(株)社長	
坂 井 昭 彦	波田総合病院名誉院長	
中 村 高 弘	長野県職員労働組合 副中央執行委員長	
中 村 雅 展	長野経済研究所調査部 部長代理兼上席研究員	
堀 雄 一	長野県連合青果(株)社長	
矢 嶋 廣 道	上田商工会議所専務理事 元上田市助役	

長野県行財政改革プラン（抜粋）（平成19年3月）

第4 行財政改革推進のための「3つの改革」

【改革2】行政システム改革

1 行政システム改革に向けて

より効率的なサービスを提供することを目指して行財政改革を推進していくためには、民間との協働による行政サービスのあり方・範囲の見直しや組織・人員配置の効率化などの観点から、県行政自らがそのシステムを時代に適応するものに変革していくことが重要になります。

○ 基本的な考え方

【民間との協働】

県民やNPOなどの民間団体や民間企業との協働の視点を重視し、民間でできることは民間に任せることを基本に、現状の行政サービスの水準を確保しつつ、民間の力を借りて事業等を実施することで、より効率的な事業執行が可能となる場合などにおいては、積極的に民間との協働を推進します。

【簡素で効率的な行政組織】（略）

【選択と集中による人員配置の最適化】（略）

2 行政サービスのあり方・範囲の見直し

(1) 事務事業の見直し（略）

(2) 民間等との協働の推進

民間等で行うことが可能な業務は原則として民間等で行うこととし、民間等の活力を引き出し、その力やノウハウを生かしていくことを基本に置きます。

民間等との協働の観点から、経費の節減を図りつつサービスの内容や質の向上が可能となるよう、県民や県民が参加する団体など多様な主体が公共的サービスを担おうとする取組を積極的に推進します。

コンビニエンスストアなど県下に多くの店舗を有する民間企業などとの間に、包括的あるいは特定分野における協働のための協定を締結し、店舗網を県の行政サービスの提供や地域の活性化のために活用するなど、少ない経費でより多くの効果を導き出す民間企業との協働システムの導入を検討します。

行政機構審議会に民間協働専門部会（仮称）を設置し、県が自ら直接行うべき業務かどうか、また、最少の経費で効率的に行政サービスを提供するためにはどうしたらよいかといった視点からの専門家による幅広い議論を通じて、市場化テスト導入や地方独立行政法人化についての検討も含めて、実施の可能性を模索します。

① アウトソーシング（民間委託等）の推進

旅費・給与等の総務事務、統計等の定型的業務、施設等の管理業務、検査・分析等の専門技術・設備を要する業務などのうちからアウトソーシングが可能な業務の洗い出しを行い、条件整備が整うものから順次、随時アウトソーシングを実施していきます。また、その過程においては、行政機構審議会民間協働専門部会（仮称）にも情報を提供し、提案などをいただきながら検討していきます。

② 指定管理者制度の導入施設、機関等の拡大

<制度の概要とこれまでの経過>

平成 15 年 9 月の地方自治法の改正により、公の施設の管理について、これまでの公的な性格の団体に限って委託できるとした「管理委託制度」に代わり、民間事業者を含む幅広い団体の中から、施設の設置目的を達成するために最も効果的で効率的な管理運営を行うことができる団体を地方公共団体が指定して、公の施設の管理を代行させる「指定管理者制度」が創設されました。

本県では、民間事業者等の創意工夫によりサービス水準の向上や経費節減が期待できるこの制度を活用し、平成 18 年 4 月までに 96 の施設に指定管理者制度を導入してきました。

〈実施方策〉

民間等との協働の観点から他の手法も併せて検討する中で、例えば、指定管理者制度を新たに教育機関等へ導入することの検討や、現在、長野、松本地区に限って導入している県営住宅について、対象拡大の検討などを行い、可能な施設等については随時導入していきます。

③ 市場化テスト導入の検討

〈制度の概要〉

平成 18 年 7 月に施行された「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」により、透明・中立・公正な競争条件の下、公共サービスの提供について、官民競争入札等を実施し、価格と質の面で、より優れた主体が落札し当該サービスを提供する仕組み（市場化テスト）が整備されました。平成 19 年度の対象分野はこれまでの 9 事業から 27 事業に拡大され、今後もこの傾向は続くものと考えられます。

この市場化テストの導入により、公共サービスの質の維持・向上や経費の削減が期待できるほか、雇用の促進による地域の活性化や職員の意識改革などの効果も併せて期待できます。一方、官がその本来的な役割を果たすべき分野や、民間における市場としての成熟度にも十分留意しなければなりません。

〈実施方策〉

平成 19 年度中に行政機構審議会に民間協働専門部会（仮称）を設置し、市場化テスト導入の方向性や導入する場合の導入分野、導入方法などについて議論してまいります。平成 20 年度に行政機構審議会の答申を経て、具体的な検討組織として庁内導入検討委員会を設置します。

庁内導入検討委員会で、対象業務の選定、導入指針及び入札方法等の検討を行った後、平成 21 年度中には官民競争入札等を実施し、概ね平成 22 年度を目途に、落札者により業務を開始するというスケジュールで市場化テストを順次導入します。

④ 地方独立行政法人化の検討

〈制度の概要〉

平成 16 年 4 月に施行された「地方独立行政法人法」により、大学や病院など、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、直営の必要はないが、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人（地方独立行政法人）による公共サービスを提供する仕組みが制度化されました。地方独立行政法人の長に広範な権限行使が認められることで、自立的な運営が可能となるとともに、経営責任の明確化を図ることができます。また、単年度予算主義とは異なるルールの下で、機動性、弾力性の向上や経営のチェック体制強化による透明性の高い運営の確保が期待されます。

〈実施方策〉

平成 19 年度中に設置する予定の行政機構審議会民間協働専門部会（仮称）で、市場化テストの導入などと併せて民間等との協働の観点から議論してまいります。審議会答申を経て、平成 20 年度中に対象となる機関の担当部局ごとに設置する地方独立行政法人化検討委員会で、定款、組織体制など移行に向けた具体的検討を行います。概ね平成 22 年度を目途として可能なものについて地方独立行政法人へ順次移行します。

（3）公営企業の見直し（略）